

軽自動車税（種別割）の減免について

《 減免が受けられる軽自動車 》

軽自動車税（種別割）の減免については、次の記載した障害の程度を満たしている身体障害者等及び身体障害者等と生計を一にする者が所有する軽自動車です。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次表に定める障害の級別に該当する障害を有する者。

障害の区分		障害の級別
視覚障害		1級から4級までの各級
聴覚障害		2級から4級までの各級
平衡機能障害		3級及び5級
音声機能障害		3級(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)
上肢不自由		1級から3級までの各級
下肢不自由		1級から6級までの各級
体幹不自由		1級から3級までの各級及び5級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級から3級までの各級
	移動機能	1級から6級までの各級
心臓機能障害		1級、3級及び4級
じん臓機能障害		1級、3級及び4級
呼吸器機能障害		1級、3級及び4級
ぼうこう又は直腸機能障害		1級、3級及び4級
小腸機能障害		1級、3級及び4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から4級までの各級
肝臓機能障害		1級から4級までの各級

- (2) 戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、次表の重度障害の程度、又は障害の程度に該当する障害を有する者。

障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度
視覚障害	特別項症から第6項症までの各項症
聴覚障害	特別項症から第4項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第4項症までの各項症
音声機能障害	特別項症から第2項症までの各項症 (喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)
上肢不自由	特別項症から第6項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症
体幹不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症
心臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
じん臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
呼吸器機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
ぼうこう又は直腸機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
小腸機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
肝臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症

- (3) 厚生労働大臣の定めるところにより、療育手帳の交付を受けている者のうち重度（A）の障害を有する者。
- (4) 精神障害者保健福祉手帳（通院医療費の公費負担番号が記載されているものに限る）の交付を受けている者のうち1級の障害を有する者。
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条第1項の規定による精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を受けている者のうち、国民年金法施行令別表に定める1級の精神障害者と同程度の障害を有する者。

減免申請の手続きのしかた

《 減免の対象となる軽自動車等 》

原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車及び軽自動車が減免の対象となります。

軽自動車においては、自動車検査証等に自家用と記載されているものに限りです。

※自動車税種別割の対象となる自動車を含め、障害者1人につき1台に限り減免を受けることができます。

《 減免の対象となる使用条件 》

- ・ 障害者本人が使用する場合。
- ・ 障害者以外の方が自動車を所有又は運転する場合は、障害者と生計を一にする者で、専ら障害者のために使用する場合に限りです。

なお、この場合の「専ら」とは、7割ないし8割以上障害者のために使用していることをいいます。

《 申請に必要なもの 》

- ・ 軽自動車税（種別割）減免申請書（税務課窓口でお渡しします）
- ・ 身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証（精神通院）
- ・ 運転免許証
- ・ 自動車検査証
- ・ 納税義務者の個人番号カード、通知カード又は番号付き住民票

※代理人による申請の場合は、上記に加え委任状が必要となります。

《 提出期限 》

減免を受ける年度の納期限までです。

◎ お問い合わせは、下記までご連絡ください。

◇ 提出先及び連絡先 ◇

綾部市若竹町8番地の1
綾部市役所税務課市民税担当
☎ 4 2 - 4 2 3 5 （直通）